



山形県公報

令和4年4月1日(金)

号 外 (7)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) …… 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 9

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……10
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) ……18
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……19
- 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……21

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第1款 博物館」を「第1款 県民文化館」に改める。
第2款 県民文化館」を 第2款 博物館」に改める。

第9条第1項の表総務部の項中

行政改革課	企画担当、行政改革担当
-------	-------------

 を

働き方改革実現課	企画担当、働き方改革実現担当
----------	----------------

 に改め、同表みらい企画創造部の項中

ふるさと山形移住・定住推進課	移住・定住推進担当、地域づくり推進担当、連携推進担当
----------------	----------------------------

 を

くらすべ山形魅力発信課	魅力発信担当、移住・定住推進担当、連携推進担当
-------------	-------------------------

 に改め、「、鉄道機能強化担当」を削り、

「電子県庁システム担当」を「デジタル県庁担当」に改め、同表防災くらし安心部の項中

新型コロナ対策認証課	新型コロナ対策認証担当
------------	-------------

 を

新型コロナ対策認証推進課	新型コロナ対策認証推進担当
--------------	---------------

 に改め、同表しあわせ子育て応援部の項中

「企画担当、子育て政策担当」を「企画調整担当」に、「青少年育成・若者活躍推進担当」を「青少年若者支援担当」に改め、同表健康福祉部の項中「企画担当、医務調整担当」を「企画調整担当」に、「医療企画担当」を「医

務企画担当」に、

新型コロナワクチン接種総合企画課	ワクチン接種担当、新型コロナ対策担当、コロナ差別対策担当、感染症対策担当、薬務担当
------------------	---

を

「

コロナ収束総合企画課	新型コロナ対策企画担当、コロナ差別対策担当、薬務担当、感染症対策担当
------------	------------------------------------

」に改め、同表産業労働部の項を次のように

改める。

産業労働部	産業創造振興課	庶務係、企画調整担当、地域産業振興担当、鉱山鉱害防止・計量担当
	産業技術イノベーション課	企画振興担当、ものづくり振興担当、工業技術振興担当、科学技術振興担当
	商業振興・経営支援課	金融担当、経営支援担当、企業振興担当、商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当
	県産品流通戦略課	県産品振興担当、ふるさと産業振興担当、貿易振興担当
	雇用・産業人材育成課	雇用対策担当、産業人材育成担当

第9条第1項の表観光文化スポーツ部の項中

「

文化振興・文化財活用課	文化振興担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財保存担当
スポーツ振興・地域活性化推進課	スポーツ振興・地域活性化担当、国際スポーツ大会連携推進担当

」を

「

文化スポーツ振興課	文化振興担当、スポーツ振興・地域活性化担当
文化財活用課	文化財活用担当、文化財保存担当、日本遺産担当

」に改め、同表農林水産部の項中

「

農業経営・所得向上推進課	構造政策担当、農業担い手・所得向上推進担当、金融担当
6次産業推進課	6次産業推進担当、食産業戦略担当、食農連携推進担当

」を

「

農業経営・所得向上推進課	構造政策担当、農業担い手・所得向上推進担当、金融担当
--------------	----------------------------

」に、「技術普及・経営担当」を「スマート

農業担当」に、「生産環境担当、安全農産物担当」を「環境保全型農業担当、農産物安全担当、米・米粉食品開発

担当」に、

を

に、「漁港漁場担当」を「水産加工・流通担当、漁港漁場

担当」に、「土地改良担当」を「企画調整担当、土地改良担当」に、「利水・施設担当」を「農村防災担当、水利担

当」に、

森林ノミクス推進課	予算担当、林政企画担当、森林利用・林工連携担当、林産振興担当、森林経営管理担当、森林整備・再造林推進担当、森林保全担当
-----------	---

を

森林ノミクス推進課	予算担当、林政企画担当、森林利用・林工連携担当、林産振興担当、森林経営管理担当、森林整備・再造林推進担当、森林保全担当	に改め、同条第2項の表中
専門職大学整備推進課	企画整備担当、教務研究担当	

防災危機管理課	復興・避難者支援室	を
---------	-----------	---

総合交通政策課	米沢トンネル（仮称）事業化・沿線活性化推進室	に、
防災危機管理課	復興・避難者支援室	

ゼロカーボンやまがた推進室	を	「カーボンニュートラル県民運動推進室」	に、
---------------	---	---------------------	----

医療政策課	地域医療支援室	を
-------	---------	---

しあわせ子育て政策課	山形わくわく体験支援室	に、
医療政策課	地域医療支援室	

商工産業政策課	地域産業振興室	を
工業戦略技術振興課	産業立地室	
雇用・コロナ失業対策課	女性賃金向上・県内定着推進室	

産業創造振興課	スタートアップ推進室	に、
	産業立地室	
産業技術イノベーション課	次世代産業振興室	
雇用・産業人材育成課	働く女性サポート室	

文化振興・文化財活用課	県民文化館活用推進室	
農政企画課	専門職大学整備推進室	企画整備担当、教務担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当
6次産業推進課	農産物流通販売推進室	流通販売推進担当、輸出推進担当

を

文化スポーツ振興課	県民文化館活用推進室	
農政企画課	美味しい山形流通販売推進室	美味しい山形戦略担当、輸出推進・Web販売支援担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

に改める。

第11条第2項の表中「決算国費担当、企画指導・システム担当」を「企画指導・システム担当、決算国費担当」に改める。

第13条第3号中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に改め、同条第4号中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 働き方改革の推進に関する事

第13条第7号中リを削り、ヌをリとし、ルからラまでをヌからナまでとする。

第14条第2号カ中「ふるさと山形移住・定住推進課」を「くらすべ山形魅力発信課」に改め、同条第3号中「ふるさと山形移住・定住推進課」を「くらすべ山形魅力発信課」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 魅力の発信に関する事

第14条に次の1項を加える。

2 総合交通政策課の分掌事務のうち前項第5号ハに掲げる事務は、米沢トンネル（仮称）事業化・沿線活性化推進室で所掌する。

第14条の2第1項第5号中「新型コロナ対策認証課」を「新型コロナ対策認証推進課」に改める。

第15条第1項第1号ハ中「ゼロカーボン」を「カーボンニュートラル」に改め、同条第2項中「ゼロカーボンやまがた推進室」を「カーボンニュートラル県民運動推進室」に改める。

第15条の2第1号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子ども向けの体験事業の推進に関する事

第15条の2に次の1項を加える。

2 しあわせ子育て政策課の分掌事務のうち前項第1号ニに掲げる事務は、山形わくわく体験支援室で所掌する。

第16条第1項第1号中ハからホまでを削り、ヘをハとし、トからヌまでをニからトまでとし、同項第2号ロ中「健康づくり推進課」を「がん対策・健康長寿日本一推進課」に改め、同号中ニをトとし、ハをへとし、ロの次に次のように加える。

ハ 病院その他の医療機関に関する事

ニ 医療社会事業に関する事

ホ 死体の解剖及び保存に関する事

第16条第1項第3号中「新型コロナワクチン接種総合企画課」を「コロナ収束総合企画課」に改める。

第17条第1項第1号中「商工産業政策課」を「産業創造振興課」に改め、同号中ワをソとし、ヌからヲまでをヨからレまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ 創業の促進に関する事

ル 産業創造支援センターの管理に関する事

ヲ 企業誘致の推進に関する事

ワ 工業用地の開発整備に関する事

カ 農村地域への産業の導入の促進に関する事

第17条第1項第2号を削り、同項第3号中「工業戦略技術振興課」を「産業技術イノベーション課」に改め、同

号中へからちまでを削り、リをへとし、ヌからヲまでをトからリまでとし、同号に次のように加える。

ヌ 製造業の脱炭素化及びデジタル化に関連する分野の振興に関すること

第17条第1項中第3号を第2号とし、同項第4号中「商業・県産品振興課」を「商業振興・経営支援課」に改め、同号中トからリまでを削り、へをヨとし、イからホまでをヌからカまでとし、同号ヌの前に次のように加える。

イ 小規模企業者等の経営基盤の強化及び中小企業の高度化の促進の総括に関すること

ロ 商工金融に関すること

ハ 信用保証協会に関すること

ニ 商工会議所に関すること

ホ 商工会及び商工会連合会に関すること

へ 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会に関すること

ト 協業組合に関すること

チ 商工組合及び商工組合連合会に関すること

リ 貸金業に関すること

第17条第1項中第4号を第3号とし、同項第5号中「貿易振興課」を「県産品流通戦略課」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、同号ニの前に次のように加える。

イ 県産品の品質及び価値の向上並びに販路開拓に関すること

ロ 県物産の紹介宣伝に関すること

ハ 地場産業の振興に関すること

第17条第1項中第5号を第4号とし、同項第6号中「雇用・コロナ失業対策課」を「雇用・産業人材育成課」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項を次のように改める。

2 産業創造振興課の分掌事務のうち前項第1号ヌ及びルに掲げる事務はスタートアップ推進室で、同号ヲからカまでに掲げる事務は産業立地室で、産業技術イノベーション課の分掌事務のうち同項第2号ヌに掲げる事務は次世代産業振興室で、雇用・産業人材育成課の分掌事務のうち同項第5号イからトまでに掲げる事務及び同号チに掲げる事務（女性労働者に係るものに限る。）は働く女性サポート室で所掌する。

第17条の2第1項第2号中「文化振興・文化財活用課」を「文化スポーツ振興課」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ プロスポーツの支援に関すること

ニ スポーツを通じた地域活性化に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

第17条の2第1項第2号中ホからチまでを削り、リをホとし、同項第3号を次のように改める。

(3) 文化財活用課

イ 文化財に関すること

ロ 「山形の宝」育成に関すること

ハ 銃砲刀剣類の登録に関すること

ニ 博物館に関すること

ホ うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること

へ ユネスコ活動に関すること

第17条の2第2項中「文化振興・文化財活用課」を「文化スポーツ振興課」に、「同項第2号リ」を「同項第2号ホ」に改める。

第18条第1項第1号ハを削り、同号ニ中「こと」を「こと（人事及び服務に関することに限る。）」に改め、同号ニを同号ハとし、同号中チからヌまでをワからヨまでとし、トをルとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 農業経営・所得向上推進課、県産米ブランド推進課及び専門職大学整備推進課の予算、決算及び経理に関すること

第18条第1項第1号中へをヌとし、ホをリとし、同号リの前に次のように加える。

ニ 農畜産物及び水産物の流通、販売対策の総合調整に関すること

ホ 農林水産業を基盤とする食産業の振興に関すること（農業技術環境課で所掌するものを除く。）

へ 卸売市場に関すること

ト 食育の推進に関すること

チ 地産地消の推進に関すること

第18条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中カをヨとし、同号ワ中「園芸農業推進課」を

「園芸大国推進課」に改め、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ 加工食品の開発の支援に関すること

第18条第1項中第5号を第4号とし、同項第6号中「園芸農業推進課」を「園芸大国推進課」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同項第8号ニ中「6次産業推進課」を「農政企画課」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項に次の1号を加える。

(11) 専門職大学整備推進課

イ 農林業分野の専門職大学の整備に関すること

ロ 農林大学校に関すること（農政企画課で所掌するものを除く。）

第18条第2項中「前項第1号ハ及びニ」を「前項第1号ニからチまで」に、「専門職大学整備推進室で、同号ホからトまで」を「美味しい山形流通販売推進室で、同号リからルまで」に改め、「6次産業推進課の分掌事務のうち同項第3号ハ及びニに掲げる事務は農産物流通販売推進室で」を削る。

第19条第1項第4号ホ中「文化振興・文化財活用課」を「文化スポーツ振興課」に改め、同項第10号へ中「ふるさと交流広場、」を削る。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中

総務係、企画調整担当

 を

総務係、企画調整担当、精神保健福祉担当

 に、「6次産

業推進・調整担当」を「農産物利用拡大・調整担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「企画調整・地域医療担当」を「企画調整・地域医療担当、感染症対策担当、精神保健福祉担当」に、

地域保健福祉課	福祉担当、地域包括ケア・障がい者支援担当、感染症対策・健康増進担当、精神保健福祉担当
---------	--

 を

地域健康福祉課	福祉担当、地域包括ケア・障がい者支援担当、健康増進担当
---------	-----------------------------

 に、「6次産業推進担当」を「農産物利用拡大担

当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「産業振興・6次産業推進担当」を「産業振興・農産物利用拡大担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「6次産業推進・調整担当」を「農産物利用拡大・調整担当」に改め、「維持調査担当」を削り、「砂防工事担当」を「河川維持調査担当、砂防担当」に改め、同条第3項の表村山総合支庁の項中

精神保健・感染症対策室

 を

感染症対策室

 に改める。

第34条第1号レ中「地域健康福祉課及び最上総合支庁」を「村山総合支庁」に改め、同号ソを削り、同号ツ中「村山総合支庁及び最上総合支庁」を「地域健康福祉課」に改め、同号ツを同号ソとし、同号ネを削り、同号ナ中「村山総合支庁及び最上総合支庁」を「地域健康福祉課」に改め、同号ナを同号ツとし、同号ラ中「村山総合支庁及び最上総合支庁」を「地域健康福祉課」に改め、同号ラを同号ネとし、同号ム中「及び最上総合支庁」を削り、同号ムを同号ナとし、同号ウ中「村山総合支庁及び最上総合支庁」を「地域健康福祉課」に改め、同号ウを同号ラとし、同号中キをムとし、ノをウとし、同条第3号フ中「に限る」を「及び最上総合支庁に限る」に改め、同号コ中「（最上総合支庁を除く。）」を削り、同号エ中「こと（）」を「こと（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

」に改め、同号ア及びサ中「村山総合支庁及び最上総合支庁を除く」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」に改め、同号キ中「庄内総合支庁」を「最上総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号ユ中「村山総合支庁及び最上総合支庁を除く」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」に改め、同号に次のように加える。

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第6号ワ中「原子爆弾被害者」を「原子爆弾被爆者」に改める。

第35条第1号へ中「6次産業化の推進」を「農産物の利用の拡大」に改め、同号に次のように加える。

ウ 卸売市場に関すること（村山総合支庁に限る。）

第35条第2号ル中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同号ム中「6次産業化の推進」を「農産物の利用の拡大」に改める。

第41条を次のように改める。

（内部組織）

第41条 職員育成センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務課	
人材育成課	人材育成担当、研修担当

第86条の表中 「療育・発達支援課 療育相談担当、療育担当、発達障がい相談担当、発達支援担当」 を

「相談・療育支援課 療育・医療的ケア児相談担当、療育担当、発達障がい相談担当、発達支援担当」 に改める。

第138条を次のように改める。

（内部組織）

第138条 山形職業能力開発専門校に次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科を置く。

係・課名	科名
庶務係	
訓練課	自動車科、建設技術科
能力開発支援課	

第3章第6節の2第1款を削る。

第3章第6節の2第2款中第143条の6を第143条の2とし、第143条の7を第143条の3とし、同款を同節第1款とし、同款の次に次の1款を加える。

第2款 博物館

（名称及び位置）

第143条の4 山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）により置かれた博物館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立博物館	山形市

（所務）

第143条の5 博物館は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事
- (2) 博物館資料の調査研究に関する事
- (3) 博物館資料の利用に関し必要な助言、指導等に関する事
- (4) 博物館資料に関する解説書、調査研究報告書等の作成に関する事
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関する事
- (6) その他博物館の運営について必要な事項に関する事

（内部組織）

第143条の6 博物館に総務課及び学芸課を置く。

(分館)

第143条の7 山形県立博物館条例により博物館に置かれた分館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立博物館教育資料館	山形市

第161条中「生産開発部及び資源調査部」を「及び内水面水産振興部」に改める。

第194条第2項の表中「保健企画課、地域保健福祉課」を「保健企画課、地域健康福祉課」に改める。

第199条の表中

山形県公害 審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁を行うこと並びにその他同法の規定による権限事項に関すること	水大気環境課	を
--------------	---	--------	---

山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号）の規定による再エネ発電事業計画の認定に係る事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	エネルギー政策推進課	に、
山形県公害審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁を行うこと並びにその他同法の規定による権限事項に関すること	水大気環境課	

健康福祉企画課 医療政策課 新型コロナワクチン接種総合企画課	を	医療政策課 コロナ収束総合企画課	に、	商工産業政策課 工業戦略技術振興課 商業・県産品振興課 雇用・コロナ失業対策課	を	産業創造振興課 商業振興・経営支援課 雇用・産業人材育成課	に、
--------------------------------------	---	---------------------	----	--	---	-------------------------------------	----

文化振興・文化財活用課	を	文化財活用課	に改める。
-------------	---	--------	-------

第200条第2項の表中

技師	上司の命を受けて技術に従事する。	を
----	------------------	---

技師	上司の命を受けて技術に従事する。	に改める。
検査員	上司の命を受けて検査業務に従事する。	

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県公舎管理規則の一部改正)
- 2 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第1号中「産業労働部商工産業政策課」を「産業労働部産業創造振興課」に改める。
(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)
- 3 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号を次のように改める。
(1) 山形県産業労働部商業振興・経営支援課

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号イを次のように改める。

イ 令和4年4月県訓令第8号（総務部長に合議しなければならない物品の指定）に定める物品の購入
第7条第1項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）による次の事項（食品衛生に係るもの（次条の規定により食肉衛生検査所長に委任されたものを除く。）に限る。）

イ 第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省、厚生労働省、農林水産省令第1号）第2条第1号に規定する衛生証明書に限る。ホ及び次条第1号イ及びホにおいて同じ。）の発行に関すること

ロ 第17条第4項の規定による適合施設の確認に関すること

ハ 第17条第5項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求めに関すること

ニ 第38条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること

ホ 第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること

第8条を次のように改める。

(食肉衛生検査所長に対する委任)

第8条 次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律による次の事項（食品衛生に係るもの（と畜場内及びと畜場に付設された食肉処理業を営むための施設内並びに食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第1項の規定による認定に係る食鳥処理場を除く。）内及び当該施設に付設された食肉処理業を営むための施設内において行う食肉に係るものに限る。）に限る。）

イ 第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること

ロ 第17条第4項の規定による適合施設の確認に関すること

ハ 第17条第5項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求めに関すること

ニ 第38条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること

ホ 第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第14項第1号ト中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 人事・サービスの項中

1 旅行命令及び復命に関すること。	
-------------------	--

を

1 旅行命令及び復命に関すること。	副知事に係るもの
-------------------	----------

に改め、同表財務の項中

第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項から第18項までを2項ずつ繰り上げ、同表財務の項第19項第14号中「知事の承認を受けなければならない物品の指定（昭和39年4月県訓令第13号）」を「令和4年4月県訓令第8号（総務部長に合議しなければならない物品の指定）」に改め、同項を同表財務の項第17項とし、同表財務の項中第20項を第18項とし、第21項を第19項とし、同表の備考第1項中「財務の項課長専決事項の欄第19項」を「財務の項課長専決事項の欄第17項」に改め、同備考第4項中「第17項及び第19項」を「第15項及び第17項」に改め、同備考第5項中「財務の項第14項から第16項まで」を「財務の項第12項から第14項まで」に、「行政改革課」を「働き方改革実現課」に、「財務の項第14項に」を「財務の項第12項に」に改め、同項の表中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に、

「みらい企画創造部ふるさと山形移住・定住推進課」を「みらい企画創造部くらすべ山形魅力発信課」に、「新型コロナワクチン接種

総合企画課」を「コロナ収束総合企画課」に、「商工産業政策課長」を「産業創造振興課長」に、「6次産業推進課、県産米ブランド推進課」を「県産米ブランド推進課、専門職大学整備推進課」に、「農林水産部園芸農業推進課」を「農林水産部園芸大国推進課」に改め、別表第1の備考第7項中「財務の項第14項」を「財務の項第12項」に改める。

別表第2 環境エネルギー部の項みどり自然課の項自然公園法に関すること。の項部長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第16条の7第4項の規定による利用拠点整備改善計画の認定に係る協議に関すること。

別表第2 環境エネルギー部の項みどり自然課の項自然公園法に関すること。の項部長専決事項の欄に次の2項を加える。

7 第42条の4第4項の規定による自然体験活動促進計画の認定に係る協議に関すること。

8 第42条の5第3項において準用する第42条の4第4項の規定による自然体験活動促進計画の変更の認定に係る協議に関すること。

別表第2 健康福祉部の項健康福祉企画課の項を削り、同部の項医療政策課の項中

「

山形県看護職員修学資金貸与条例に関すること。		1 第11条第1項の規定による返還の債務の免除に関すること。	
------------------------	--	--------------------------------	--

」を

医療法に関する こと。			1 第4条第1項 の規定による地 域医療支援病院 の名称の使用の 承認に関するこ と。
			2 第7条第1項 から第3項まで の規定による病 院等の開設等の 許可に関するこ と。
山形県看護職員 修学資金貸与条 例に関するこ と。		1 第11条第1項 の規定による返 還の債務の免除 に関すること。	

に改め、同部の項中

新型コ ロナワ クチン 接種総 合企画 課	を	コロナ 収束総 合企画 課
--------------------------------------	---	------------------------

に改め、同表産業労働部の項中

中小企 業・創 業支援 課	貸金業法に関す ること。			1 第9条の規定 による貸金業者 登録簿の閲覧に 関すること。
------------------------	-----------------	--	--	--

を

産業創 造振興 課	中小企業におけ る経営の承継の 円滑化に関する 法律に関するこ と。		1 第12条第1項 の規定による認 定に関するこ と。	
商業振 興・経 営支援 課	貸金業法に関す ること。			1 第9条の規定 による貸金業者 登録簿の閲覧に 関すること。

に、

	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に関すること。		1 第12条第1項の規定による認定に関すること。		
商業・県産品振興課	大規模小売店舗立地法に関すること。	1 第9条第1項及び第7項の規定による勧告及び公表に関すること。	1 第8条第4項の規定による意見に関すること。		を
	企業診断に関すること。		1 中小企業の集団診断に関すること。	1 中小企業の個別診断に関すること。	

	大規模小売店舗立地法に関すること。	1 第9条第1項及び第7項の規定による勧告及び公表に関すること。	1 第8条第4項の規定による意見に関すること。		に改め、同表農林水産
--	-------------------	----------------------------------	-------------------------	--	------------

部の項中 「6次産業推進課」 を 「」 に改め、同部の項中 「園芸農業推進課」 を 「園芸大
国推進課」 に改め、同表会計局の項会

計課の項を次のように改める。

地方自治法施行令に関すること。		1 第168条第7項の規定による指定金融機関の意見の聴取に関すること。	
山形県財務規則に関すること。		1 第24条第1項及び第2項に規定する会計事務の指導及び検査に関すること。	1 第157条の規定により購入依頼された物品のうち1件の予定価格が500万円以内のものに係る購入及び規格の決定並びに1件の予定価格が100万円以内の修繕に関すること。

	<p>2 第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿への登録に関すること（建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント及び工事材料に係る競争入札に参加しようとする者を除く。）。</p>	<p>2 第157条の規定により購入依頼された物品の購入及び修繕並びに物品の処分に係る入札の執行、落札者の決定、契約書の作成、納入検査及び出納の通知に関すること。</p>
	<p>3 第157条の規定により購入依頼された物品のうち1件の予定価格が500万円を超えるものに係る購入及び規格の決定並びに1件の予定価格が100万円を超える修繕に関すること。</p>	
	<p>4 第204条の規定による特例の承認に関すること。</p>	
<p>県証紙に関する こと。</p>	<p>1 県証紙（山形県行政組織規則第13条第9号へに規定する証紙を除く。）の売りさばき人の指定、売りさばきの権利の承継及び売りさばき場所の変更の承認並びに取扱銀行及び売りさばき人の指導並びに検査に関すること。</p>	

物品の処分に関する こと。		1 1件の予定価格が100万円を超える物品（生産品にあつては県営林の副生品以外の副生品に限るものとし、動物を除く。）の処分に関する こと。	1 1件の予定価格が100万円以内の物品（生産品にあつては県営林の副生品以外の副生品に限るものとし、動物を除く。）の 処分に関する こと。
物品の管理に関する こと。			1 集中管理物品（自動車を除く。）及び不用物品の管理に関する こと。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項中

		1 第7条第2項の規定による病院の開設許可事項の変更許可（病床数又は病床の種別の変更を伴うもの及びへき地等病院医師配置基準の特例措置に係るものを除く。）に関する こと。	
--	--	---	--

を

児童福祉法に関する こと。		1 第56条第2項の規定による費用の徴収に関する こと（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。	
		1 第7条第2項の規定による病院の開設許可事項の変更許可（病床数又は病床の種別の変更を伴うもの及びへき地等病院医師配置基準の特例措置に係るものを除く。）に関する こと。	に改め、同課の項医薬品、医療

機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第7条第3項ただし書、第28条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書、第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同欄第6項中「第12条」を「第12条第1項及び第4項」に改め、同欄第7項中「第3項」を「第4項」に改め、同欄第8項中「第13項及び第14項」を「第15項及び第16項」に改め、同欄第15項及び第17項中「第4項」を「第6項」に改め、同課の項医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同欄第2項中「第1条の6」を「第2条の4」に改め、同欄第3項中「第1条の7」を「第2条の5」に改め、同欄第4項中「第2条」を「第2条の13」に改め、同課の項中

「栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。

栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（村山総合支庁に限る。）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（最上総合支庁を除く。）。

健康増進法に関すること（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。

「栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

を
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（村山総合支庁及び最上総合支庁に限る。）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。

健康増進法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

に改め、同課の項に次のように加える。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第26条の規定による医療受給者証の再交付に関すること。
---	--	--	-------------------------------

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中
 「児童福祉法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」を「児童福祉法に関すること。」に改め、同課

の項児童福祉法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること（庄内総合支庁に限る。）。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中
 「社会福祉法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁にあつては、しあわせ子育て応援部で所掌するものを除く。）。」を「社会福祉法に関すること（しあわせ子育て応援部で所掌するものを除く。）。」に改め、同課

の項中栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）の項、栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（最上総合支庁に限る。）の項、健康増進法に関すること（最上総合支庁に限る。）の項及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）の項を削り、同部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「こと」を「こと（村山総合支庁に限る。）」に改め、同部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項から第8項までを削り、第9項を第1項とし、第10項を削り、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項から第15項までを削り、第16項を第1項とし、第17項から第24項までを15項ずつ繰り上げ、同課の項中

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（村山総合支庁、最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては特別児童扶養手当に係るものに限る。）。」に改め、同部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支

庁長専決事項の欄第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同課の項自然公園法施行令に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄、総合支庁部長専決事項の欄及び総合支庁課長専決事項の欄中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第19項を第20項とし、第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 第18条の15第6項の規定による報告の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項地域産業経済課の項中

	5 第54条第2項の規定による財産処分方法の認可に関すること。		
--	---------------------------------	--	--

を

	5 第54条第2項の規定による財産処分方法の認可に関すること。		
卸売市場法に関すること（村山総合支庁に限る。）。			1 第14条において準用する第12条第2項の規定による立入検査等に関すること。

に改め、同部の農業振興課の項

中 「卸売市場法に関すること。」 を 「卸売市場法に関すること（村山総合支庁を除く。）。」 に改め、同課の項家畜改良増殖法に関すること。の項総合支庁課

長専決事項の欄第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第25条の2の規定による届出の受理に関すること。

別表第3 建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「保健福祉環境部福祉課、地域保健福祉課」を「保健福祉環境部地域保健福祉課」に改め、同課の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証又は」を「第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する」に改め、同表の備考第1項の表中「、栄養士法に関すること。の項、栄養士法施行令に関すること。の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項及び健康増進法に関すること。の項」を削る。

別表第4 第2号の表（山形空港事務所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

5 航空法第131条の2の3第2項の規定による職員の指定に関すること。

別表第4 第2号の表（庄内空港事務所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

8 航空法第131条の2の3第2項の規定による職員の指定に関すること。

別表第5 庄内職業能力開発センターの項中 「主務課長」 を 「知事の承認を受けて所長が指定する職員」 に改め、同表中

博物館		副館長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	
県民文化館		企画専門員		

を

県民文化館		企画主査		
博物館		副館長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

（山形県死体解剖保存法施行手続の一部改正）

第1条 山形県死体解剖保存法施行手続（昭和31年11月県訓令第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部医療政策課」に改める。

（山形県職員服務規程の一部改正）

第2条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「博物館、県民文化館」を「県民文化館、博物館」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「**新型コロナワクチン接種総合企画課**」 を 「**コロナ収束総合企画課**」 に、 「**商工産業政策課**」 を

「**産業創造振興課**」 に、 「**文化振興・文化財活用課**」 を 「**文化財活用課**」 に改め、同表総合支

庁の項中「及び地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課及び地域健康福祉課」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第4条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「（給与規則附則第14項の規定により読み替えられた給与規則別表第9に定める職員を含む。）」を削る。

別表第2中 「**商工産業政策課長**」 を 「**産業創造振興課長**」 に、「技術戦略監」を「技術戦略監、参事」に改める。

別表第3第1項の表中「（給与規則附則第14項の規定により読み替えられた給与規則別表第9に規定する山形市食肉衛生検査所を含む。）」を削り、

「**健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課**」 を 「**健康福祉部コロナ収束総合企画課**」 に改める。

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第5条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業労働部工業戦略技術振興課」を「産業労働部産業創造振興課」に改める。

別表第1中「工業戦略技術振興課長、雇用・コロナ失業対策課長」を「産業創造振興課長、雇用・産業人材育成課長」に改める。

別表第2中「商工産業政策課長、商業・県産品振興課長」を「産業技術イノベーション課長、県産品流通戦略課長」に改める。

(山形県歯科技工士法施行手続の一部改正)

第6条 山形県歯科技工士法施行手続（昭和49年3月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部医療政策課」に改める。

(山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続の一部改正)

第7条 山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続（昭和49年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部医療政策課」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第8条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「博物館、県民文化館」を「県民文化館、博物館」に改める。

(山形県医療法施行手続の一部改正)

第9条 山形県医療法施行手続（昭和62年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部医療政策課」に改め、同条第1号中「健康福祉企画課」を「医療政策課」に改める。

(山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続の一部改正)

第10条 山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続（昭和63年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部医療政策課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「産業労働部の商工産業政策課長及び工業戦略技術振興課長」を「産業労働部の産業創造振興課長及び産業技術イノベーション課長」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「及び建築行政の業務を担当するもの」を削り、「建築行政専門員」を「建築行政主査」に改める。

別表第2 総合支庁の項充てる職の欄中「及び地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課及び地域健康福祉課」に改め、「、福祉専門員」を削り、同表最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

主査	農林大学校主査
主任主事	農林大学校主任主事

主査	農林大学校主査

を に改め、同表消費生活センター

の項中	「次長 防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進専門員	を	「次長 防災くらし安心部消費生活・地域安全課課長補佐 (消費者行政の推進を担当するものに限る。)	に、
	消費者行政企画主査 防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進主査		消費者行政企画専門員 防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進専門員	

「防災くらし安心部 防災危機管理課総務専門員	を	「防災くらし安心部 防災危機管理課総務主査	に、
---------------------------	---	--------------------------	----

主事	防災くらし安心部防災危機管理課主事（総務を担当するものに限る。）及び消費生活・地域安全課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	を	「主任主事 防災くらし安心部消費生活・地域安全課主任主事	に改め、同表高度技術研究
			主事 防災くらし安心部防災危機管理課主事（総務を担当するものに限る。）	

開発センターの項中	「工業技術センター 総務主査	を	「工業技術センター 総務専門員	に改め、同表庄内職業能力開発センターの
-----------	-------------------	---	--------------------	---------------------

項中	「庶務係長 産業技術短期大学校庄内校庶務係長	を	「庶務係長 産業技術短期大学校庄内校総務主査	に改め、同表農業総合研究
			主事 産業技術短期大学校庄内校主事	

センター畜産研究所の項中	「主査 農林大学校主査	を	「主任主事 農林大学校主任主事
--------------	----------------	---	--------------------

「主査 農林大学校主査	に改める。
----------------	-------

別表第3最上保健所の項総合支庁の組織の欄中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

現業職員研修	技能労務職の職にある者	を に改め
現業職員研修	技能労務職の職にある者	
主事・技師級研修	新規に採用されてから育成センター所長が定める期間を経過した者	

る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和4年4月1日印刷 発行所 山形県庁
令和4年4月1日発行 発行人 山形県